平成31年（2019年）３月29日
平成30年度第４回介護保険運営協議会
【資料２】

要介護・要支援認定の有効期間の延長について

平成31年度から、要介護・要支援認定の更新申請の有効期間を原則36か月とすることとしましたので報告します。

１　現在の有効期間

要介護認定の有効期間は、申請者数の増加に伴う、認定調査、主治医意見書の作成、認定審査会開催その他の要介護認定の事務量の増加に対し、その事務負担の軽減の観点から、国において、これまでも段階的に見直しが実施され、本市もそれに沿って、有効期間の延長を行ってきました。

国においては、平成30年４月の介護保険法施行規則の改正により、更新申請の有効期間の上限が24か月から36か月に延長されたところです。

本市の現在の有効期間

区分	有効期間
新規申請	～12か月
区分変更申請	～12か月
更新申請	～24か月

２　今後の有効期間

平成31年１月に介護認定審査調整委員会（※）を開催し、議論をいただいた結果、更新申請の有効期間を次のとおり延長することとしました。

（１）対象者　更新申請により要支援１～要介護５の認定を受ける方
（２）有効期間　原則36か月
（被保険者の状態によっては、認定審査会の判定によりこれより短い有効期間となることもあります。）
（３）実施時期　2019年４月１日の更新申請受付から
（同年６月１日認定有効期間開始の方からの適用とします。）

なお、本件の内容について、各居宅介護支援事業所ほかの市内事業所・施設及び市内の医療機関に対して、１月中に周知を行いました。

※横須賀市介護保険条例に基づく、審査方法及び判定基準の均一化を図るための附属機関で、介護認定審査会委員のうちの５名で構成されています。

【参考】

本市の要介護認定事務概況（平成29年度決算）

認定申請者数

新規申請	6,546件
更新申請	10,105件
変更申請	1,851件
計	18,502件

認定調査

直営調査	7,685件	
委託調査	10,732件	62,049,226円
合計	18,417件	

主治医意見書

新規在宅	5,936件	32,054,400円
新規施設	3,659件	15,806,880円
継続在宅	7,457件	32,214,240円
継続施設	1,396件	4,523,040円
合計	18,448件	84,598,560円

介護認定審査会

委員数	90人	
合議体数	32	
開催回数	436回	
委員報酬	延1,682人	42,050,000円

担当職員数（正規職員・非常勤職員・臨時職員）

認定係	16人（うち審査会担当10人）
調査係	21人（うち訪問調査担当14人）